

件名

貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令附則第三条第二項の規定に基づき金融庁長官が指定する件を廃止する件

○金融庁告示第六十九号

貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令附則第三条第二項の規定に基づき金融庁長官が指定する件（平成十六年金融庁告示第三号）は、平成二十二年六月十七日限り、廃止する。

平成二十二年六月十七日

金融庁長官 三國谷勝範